

文 部 科 学 省	<b>14. 校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業(811)</b>
	大学の設置等に当たって、校地面積基準(収容定員上の学生一人あたり10㎡)の引き下げを可能とする。
	<b>15. 学校設置会社による学校設置事業(816)</b>
	株式会社が学校を設置することを可能とする。
	<b>16. 学校設置非営利法人による学校設置事業(817)</b>
	不登校児童生徒やLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)といった教育上特別に配慮を要する児童等に対する教育に実績があるNPO法人が学校を設置することを可能とする。
	<b>17. 公私協力学校設置事業(822)</b>
	地方公共団体が民間と協力して高等学校又は幼稚園を設立する場合、所轄庁による資産要件の審査を不要とする。
	<b>18. 市町村教育委員会による特別免許状授与事業(830)</b>
	市町村教育委員会がその市町村においてのみ効力を有する特別免許状を授与することを可能とする。
<b>19. インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化による大学設置事業(832)</b>	
インターネットのみを利用して授業を行う大学の設置に当たって、大学設置基準等の校舎等施設基準によらないことを可能とする。 (一部全国展開:大学(学部)については、平成26年4月から全国展開)	
<b>20. 地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業(834(835))</b>	
教育委員会が行うこととされている学校等施設の管理・整備に関する事務を地方公共団体の長が実施することを可能にする。 (公民館・図書館等の社会教育施設についても新たに権限委譲が可能に:平成21年5月)	
厚 生 労 働 省	<b>21. 社会保険労務士を活用した労働契約の締結等に係る代理事業(901)</b>
	相当数の求人があるにもかかわらず、求人数に比して就職者数が少ない状態が一定期間継続している地域において、社会保険労務士が求職者又は労働者の代理人として労働契約の締結、変更及び解除を行うことができる。
	<b>22. 民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業(907-1)</b>
	特別養護老人ホームの整備が不足している地域において、PFI法に基づいて選定された事業者(法人)が特別養護老人ホームを経営することを可能とする。
	<b>23. 病院等開設会社による病院等開設事業(910)</b>
	株式会社が高度な医療を提供する病院・診療所を開設できる。
	<b>24. ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転の共同実施事業(911-2)</b>
	ボイラー及び第一種圧力容器の連続運転が認められていないコンビナート内の小規模事業場について、他の事業場と共同で安全性が確保された場合には、小規模事業場の連続運転を可能とする。
	<b>25. 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業(920)</b>
	公立保育所の3歳未満児に対する給食について、保育所外で調理し搬入することを可能とする。 (一部全国展開:3歳以上児に限り、平成22年6月から全国展開)
<b>26. 市町村による狂犬病予防員任命事業(927)</b>	
知事が任命した狂犬病予防員が野犬の抑留事務等を行う現行制度に加え、市町村も野犬の抑留事務を行うことができる。	
<b>27. サービス管理責任者の資格要件弾力化事業(938)</b>	
都道府県知事が、サービス管理責任者の確保が困難なことから障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの遂行が困難であると認める場合に、サービス管理責任者の資格要件に係る実務要件を緩和する。	
<b>28. 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業(939)</b>	
児童発達支援センターの給食について、施設外で調理し搬入することを可能とする。	
<b>29. 「シニア・ハローワーク」の設置による高齢者等に対する重点的な就職支援の実施事業(940)</b>	
50歳以上の中高年齢層等の就職支援を重点的に行う職業相談窓口である「シニア・ハローワーク」の設置を可能とする。	